

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月31日
【会社名】	株式会社電通グループ
【英訳名】	DENTSU GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 山本敏博
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目8番1号
【電話番号】	03(6216)8013
【事務連絡者氏名】	グループファイナンシャルレポーティングオフィス 竹内大蔵
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目8番1号
【電話番号】	03(6216)8013
【事務連絡者氏名】	グループファイナンシャルレポーティングオフィス 竹内大蔵
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2020年3月27日に開催された当社第171回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社が本年1月1日をもって持株会社体制に移行したことに伴い、事業目的の範囲を明確化しつつ、当社グループ各社が今後の社会の変化や技術の発展等に即して柔軟かつ機動的に事業活動を展開することができるようにするため、現行定款第2条(目的)の記載を整理・統合するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

当社が純粋持ち株会社に移行したことに伴い、海外グループ各社を含む当社グループ全体のガバナンスに対する監査体制を一層強化するため、現行定款第20条(取締役の員数)第2項に定める監査等委員である取締役の員数の上限を4名から5名に変更するものであります。

第3号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

監査等委員でない取締役として、山本敏博氏、桜井俊氏、ティモシー・アンドレー氏、五十嵐博氏、曾我有信氏、ニック・プライデイ氏および松井巖氏の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、大越いづみ氏、長谷川俊明氏、古賀健太郎氏、勝悦子氏およびサイモン・ラフィン氏の各氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個数)	反対 (個数)	棄権 (個数)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	2,235,611	1,569	124	96.19%	可決
第2号議案	2,227,686	9,493	124	95.85%	可決
第3号議案					
山本敏博	2,103,666	133,449	124	90.51%	可決
桜井俊	2,225,404	10,865	972	95.75%	可決
ティモシー・アンドレー	2,153,164	83,105	972	92.64%	可決
五十嵐博	2,226,180	10,089	972	95.79%	可決
曾我有信	2,153,574	82,695	972	92.66%	可決
ニック・プライディ	2,226,337	9,932	972	95.79%	可決
松井巖	1,754,231	482,886	124	75.48%	可決
第4号議案					
大越いづみ	1,518,697	123,718	972	90.90%	可決
長谷川俊明	1,632,463	10,809	124	95.79%	可決
古賀健太郎	1,632,473	10,779	124	95.79%	可決
勝悦子	1,638,104	5,169	124	96.03%	可決
サイモン・ラフィン	1,549,219	94,053	124	92.21%	可決

(注) 1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案および第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(注) 2 賛成比率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は集計しておりません。